

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

【位置・地勢】

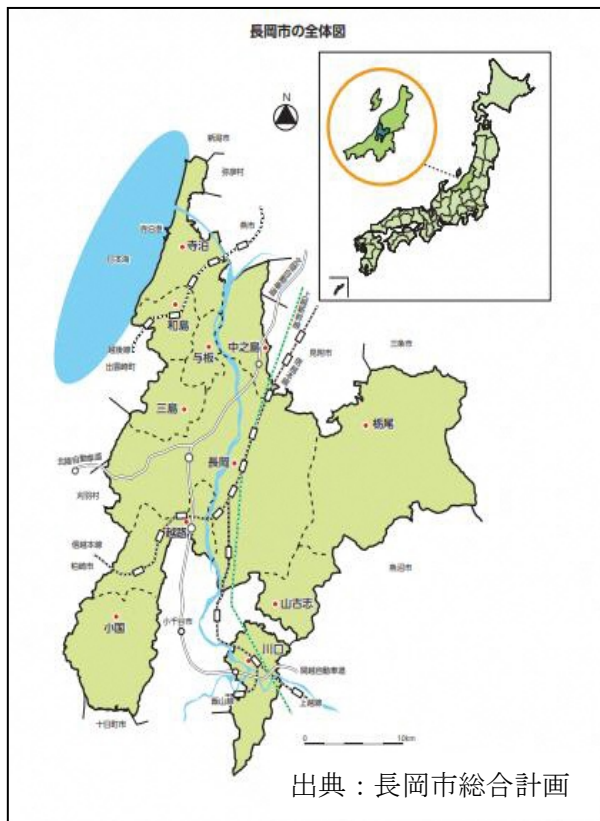
長岡市は、新潟県のほぼ中央部に位置しており、行政面積は891.05 km<sup>2</sup>、うち可住地面積は約5割となっている。市の中央部を、日本一の長さとならぬと流水量を誇る信濃川が縦断し、その両岸に肥沃な沖積平野が広がり、東西には、東山連峰と西山丘陵が連なっている。また、日本海に面する寺泊地域には南北に約16 kmの海岸線がある。

高速交通網としては、上越新幹線と関越・北陸自動車道が整備されており、首都圏や北陸・東北方面と本市とを結んでいる。市内には、複数のインターチェンジが設置されており、一般国道や県道などと結ばれ、市内各地域に多種多様な産業が集積している。

【気候】

夏は高温多湿、冬は気温が低く北西の季節風が強く吹き、降雪があるという、日本海側特有の傾向がみられる。また、降水量は梅雨期と秋から冬にかけての期間に多く、年間降水量の約50%は冬期に降り、その大部分は降雪によるものとなっている。

なお、平野部や海岸、山沿いといった本市の地勢の違いにより、降雪量には地域差がみられ、山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域などの山間部は県内でも有数の豪雪地帯であるが、和島地域、寺泊地域などの平野部や海岸部では比較的降雪が少ない傾向となっている。



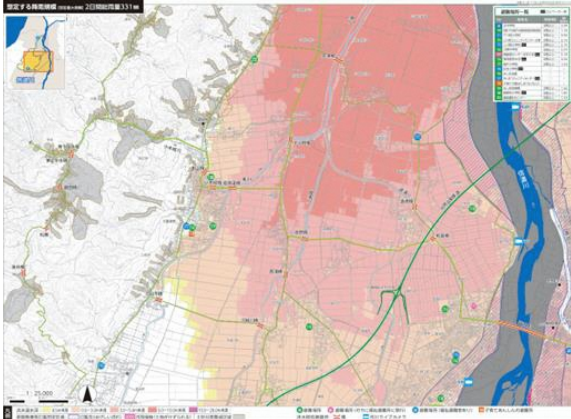
(1) 地域の災害等リスク

【風水害】

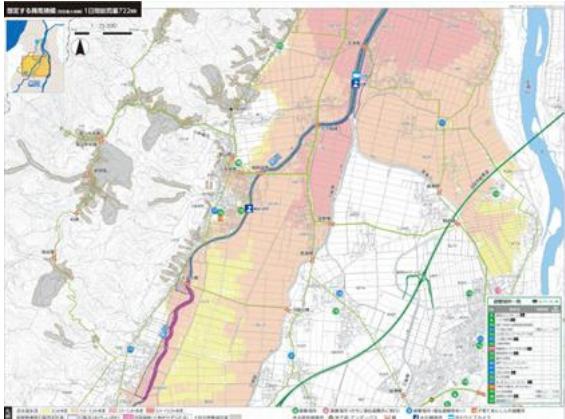
平成16年7月の新潟・福島豪雨(7・13水害)では、刈谷田川ダム観測所で1時間に51ミリの雨を観測。刈谷田川と猿橋川が決壊し、大量の土砂を含む激しい濁流が地域を襲い、中之島地域と栃尾地域で4名が亡くなったほか、住宅の全半壊等480棟、床上・床下浸水2,878棟にのぼるなど、甚大な被害を受けた。

当会が立地する三島地域では、信濃川などの洪水ハザードマップが整備されており、洪水浸水深が5m超となる箇所や家屋倒壊等氾濫想定区域が点在している。

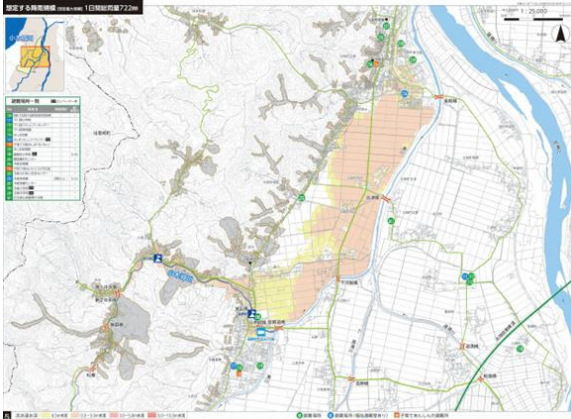
【信濃川①】与板(南)・三島



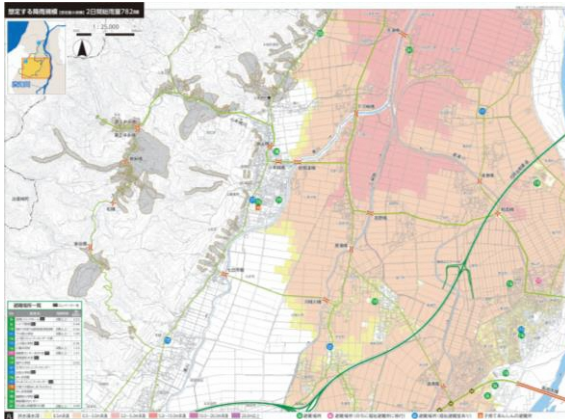
【黒川②】与板(南)・三島(東)



【小木城川】与板(南)・三島(北)



【渋海川②】与板(南)・三島



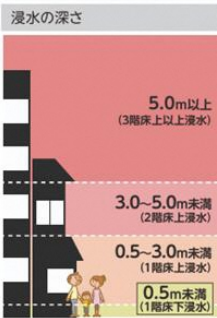
【道満川①】与板・三島(北)



【道満川②】与板(南)・三島(東)



【菖蒲川】与板(南)・三島(東)



出典：長岡市洪水ハザードマップ(三島・与板地域版)

### 【土砂災害】

当市では、中之島地域を除く 10 地域でハザードマップが整備されている。当会が立地する三島地域では、西山丘陵の各地区でハザードマップが整備されている。

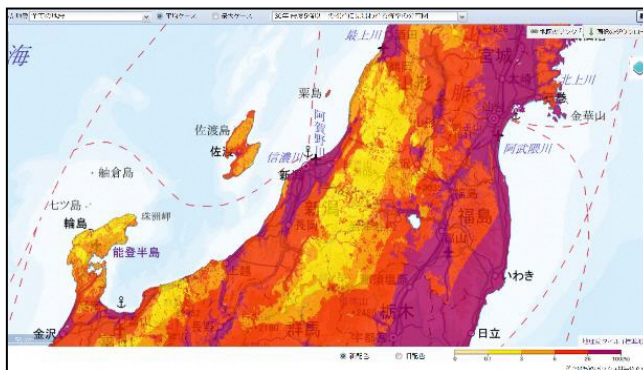
### 【雪害】

長岡地域、越路地域、山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域が、新潟県特別豪雪地域に指定されており、交通障害、雪崩、建築被害等への警戒が必要となっている。令和 4 年 12 月の豪雪では、市内広域で交通障害・立ち往生が発生し、国道 8 号・17 号では通行止めの解消までに 26 時間を要した。

### 【震災】

市内では、平成 16 年 10 月 23 日の新潟県中越大震災でマグニチュード 6.8、最大震度 7 を観測し、平成 19 年 7 月 16 日の新潟県中越沖地震でマグニチュード 6.8、最大震度 6 強を観測した。また、令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震では震度 6 弱を観測し 814 件（令和 6 年 12 月 17 日現在）の建物が被害を受けた。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で発生する確率が 26% 超となる地域が、市内に広く分布している。



出典：J-SHIS 地震ハザードステーション

### 【津波】

当市では、寺泊地域の海岸部に津波ハザードマップが整備されており、海岸部の広い範囲で 5m 超の津波の発生が予想されている。地震発生後すぐに津波が到達し、道路の損壊や避難場所の孤立などの被害が予想される。

### 【感染症】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速にまん延することで、多くの市民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある。

### 【原子力】

当市は、栃尾地域を除く全市域が、柏崎刈羽原子力発電所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ）※」（発電所からおおむね 5～30 km）の範囲内となっている。

※全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルの考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、屋内退避や避難の準備を進める区域。



出典：長岡市地域防災計画（原子力災害対策編）

## (2) 商工業者の状況（令和6年12月31日現在）

- ・管内商工業者等数 172 者
  - ・管内小規模事業者数 147 者
- 出典：三島町商工会 商工業者名簿

### 【内訳】

業種	商工業者数(者)	小規模事業者数(者)	備考（事業所の立地状況等）
建設業	60	57	管内に広く分散している
製造業	27	18	三島新保地区に多い
卸売業	6	4	三島新保地区に多い
小売業	18	17	管内に広く分散している
飲食宿泊業	6	5	脇野町地区に多い
サービス業	47	40	管内に広く分散している
その他	8	6	管内に広く分散している
計	172	147	

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

- ①長岡市地域防災計画の策定
- ②長岡市地域防災計画（原子力災害対策編）の策定
- ③長岡市国土強靱化地域計画の策定
- ④各種ハザードマップの策定（洪水、津波、土砂災害、ため池）
- ⑤市民向けパンフレット等の作成（市民防災のしおり、原子力災害時の屋内退避・避難の行動）

### 2) 当会の取組

- ①CMAP（リアルタイム被害予測サイト）の利用促進  
当会のホームページでCMAPを公開し、広く一般に対して災害対応のためのリソースを提供している。
- ②災害情報の収集  
災害時における迅速な情報収集を行い、会員の安全確保に努めている。
- ③損害保険への加入促進  
小規模事業者に対する火災や地震などのリスクをはじめ、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などに備える損害保険について提案し、全国商工会連合会や他の関連団体と連携して普及・加入促進を行っている。
- ④事業者BCPセミナーや各種施策の周知  
会報を通じて、国・県・市の実施する事業者BCPセミナーや補助金等の施策に関する情報を提供し、会員の経営リスク管理を支援している。

## II 課題

当地域における小規模事業者の防災・減災対策への支援における問題点は次のとおりである。

### (1) 危機管理体制の整備不足

当会の危機管理マニュアルは策定済みであるが、緊急時の取組が漠然としており、実際の災害等発生時の対応が確立できていない。また、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況であり、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

### (2) BCP 普及啓発の不徹底

会報やホームページを通じてBCPに関する情報を提供しているが、事業者には災害リスクやBCPの重要性が十分に伝わっておらず、BCPの策定支援に至っていない。また、普及・啓発活動について、市や商工団体それぞれが取り組んでおり、連携による取組強化が必要である。

### **(3) 事業者の意識向上の必要性**

小規模事業者のBCPに対する意識や関心が乏しく、必要性を訴求できていない。事業所に隣接する河川が豪雨等により氾濫する可能性を認識していても、日々の事業活動に忙殺され、事前対策に手が回らない現状がある。

### **(4) 感染症対策の強化**

コロナ禍においては多くの事業者が感染症対策に取り組んできたが、今後も感染症拡大のリスクに備え、予防接種の推奨や手洗いの徹底に加え、新しい感染症に対する備えや体制の強化が必要である。

## **III 目標**

### **(1) BCP 策定支援の強化**

地区内小規模事業者に災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、BCP 策定支援を強化する。

### **(2) 緊急時連携体制の確立**

発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。発災後速やかに復興支援策が行えるよう、また感染症発生時には直ちに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### **(3) 災害リスク・事前対策の周知**

セミナー開催や情報発信を継続的に実施することで、地区内小規模事業者に災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。巡回経営指導や窓口相談時にハザードマップや過去の災害事例を活用し、事業所の立地における自然災害リスクとその影響軽減策を説明する。

### **(4) 感染症対策の強化**

今後も感染症拡大のリスクに備え、予防接種の推奨や手洗いの徹底に加え、新しい感染症に対する備えや体制の強化を行う。また、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知し、保険加入を促進する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

平成27年に制定した三島町商工会危機管理規程や同年に策定した三島町商工会危機管理マニュアルについて、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者への災害リスクの周知

- ・巡回経営指導や窓口相談時にハザードマップや過去の災害事例を活用し、事業所の立地における自然災害リスクとその影響軽減策（事業休業の備え、水災補償などの損害保険・共済の加入、行政支援策の活用）を説明する。
- ・会報、市の広報、ホームページなどを通じて、国・県・市の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、BCPを積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介を行う。
- ・小規模事業者には、即時に実行可能な簡易BCPの策定を推奨し、その具体的な実施方法や効果的な訓練について指導および助言を行う。
- ・事業継続の専門家を招き、小規模事業者向けの普及啓発セミナーや行政施策、損害保険の紹介を実施する。
- ・新興感染症については、業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策の周知を行い、事業者が常に正確な情報を得て冷静に対応できるよう支援する。
- ・事業者には、マスクや消毒液の備蓄、オフィスの換気設備の設置、ITおよびテレワーク環境整備のための情報や支援策を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・当会の危機管理マニュアルを使用し、必要に応じて随時更新し、緊急時に迅速かつ効果的に対応できるようにする。

#### 3) 関係団体との連携

- ・専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介を実施する。
- ・感染症対策として、生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など各種保険の紹介を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼やセミナーの共催を実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP取組状況を定期的に確認し、必要な改善点を共有する。
- ・当市と適宜電話やメールで支援情報を共有し、連絡会議を開催して状況確認や改善点を協議する。

#### 5) 訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行なう（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 災害発生後の対策 >

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行い、当会長に報告する。SNS等を利用して安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行い、事業所の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染

症対策を実施する。

## 2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。例えば、豪雨の際には職員が命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、安全確保を優先し、警報解除後に出勤する等。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有を行う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

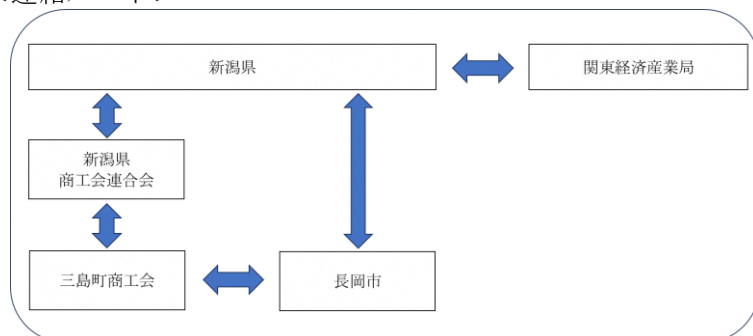
- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有の間隔
発災後～概ね 1 週間	1 日に 1 回共有する
概ね 1 週間～1 か月	必要に応じて適宜共有する
1 か月以降	状況を勘案しながら適宜共有する

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 平日休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。
- ・ 新興感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。

<連絡ルート>



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当市で相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・当市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に沿って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

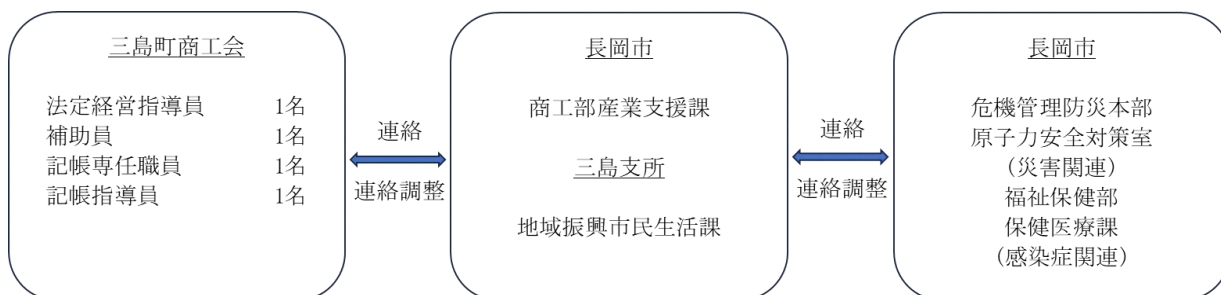
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 相田 真也 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

三島町商工会 経営支援室

〒940-2306 新潟県長岡市脇野町 817 番地 9

TEL:0258-42-2504 / FAX: 0258-42-2314

E-mail: [mishisyo@shinsyoren.or.jp](mailto:mishisyo@shinsyoren.or.jp)

②関係市町村

長岡市商工部 産業支援課

〒940-0062 新潟県長岡市大手通 2 丁目 6 番地 フェニックス大手イースト 6 階

TEL: 0258-39-2222 / FAX:0258-36-7385

E-mail: [syogyo@city.nagaoka.lg.jp](mailto:syougyo@city.nagaoka.lg.jp)

長岡市 三島支所

〒940-2392 新潟県長岡市上岩井 1261 番地 1

TEL: 0258-42-2221 / FAX: 0258-42-3534

E-mail: [msm-chiiki@city.nagaoka.lg.jp](mailto:msm-chiiki@city.nagaoka.lg.jp)

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	20	20	20	20	20
・備蓄品等	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長岡市補助金、新潟県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし